

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2018 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「死亡一時金」です。

第 19 講 「死亡一時金」

（確定拠出年金法第 40 条 2018 年度版条文集 P108 ほか）

「死亡一時金」は、確定拠出年金の給付の一つで、加入者等が死亡した場合に、遺族が受けることができる給付です。

死亡一時金に関する規定としては、確定拠出年金法第 40 条（支給要件）、第 41 条（遺族の範囲及び順位）、第 42 条（欠格）のほかに、給付額の算定方法に関する規定として、確定拠出年金法施行規則第 4 条（給付の額の算定方法の基準）などがあります。

まず、確定拠出年金法第 40 条で支給要件についてみましょう。

死亡一時金は加入者又は加入者であった者が死亡したときに、その者の遺族が受け取ることができます。ただし、個人別管理資産があることが要件となります。これは、後述するように、死亡一時金は、死亡した者の個人別管理資産を一時金として受けるものだからです。

なお、国民年金の場合は、死亡一時金は保険料の掛捨て防止の観点から支給される給付であるため、死亡した者が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けていたときには支給されませんが、確定拠出年金の死亡一時金にはこうした制約はなく、老齢給付金（第 16、17 講参照）、障害給付金（第 18 講参照）を受けていた者が死亡した場合でも、死亡一時金が支給されます。また、死亡一時金の支給は、他の給付同様に記録関連運営管理機関の裁定に基づいて、資産管理機関が支給します。

次に、第 41 条で、遺族の範囲及び順位をみましょう。

遺族の範囲は、第 1 項により、以下の 4 号に分けて定められています。

第 1 号：配偶者（届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）

第 2 号：子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

第 3 号：第 1 号、第 2 号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

第 4 号：子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって第 2 号に該当しない者

以上のうち、最も先順位の者が、死亡一時金を受け取ることができます。遺族の順位は、第 2 項の定めにより、第 1 号から第 4 号の順となり、同一の号に定められている者の間では記載の順となります。つまり、配偶者以外の遺族については、死亡した者に生計を維持されていた者の方が、原則として先順位ということです。なお、養父母と実父母がいるときには養父母の方が先順位となり、この場合の祖父母については、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順となります。

ただし、これらの順位にかかわらず、加入者又は加入者であった者は、死亡する前に、第 1 項のただし書きにより、

死亡一時金を受け取る者を指定することができます。指定できる遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、生計維持関係の有無は問われません。また、受取人の指定は、記録関連運営管理機関に対して行います。

第3項は、死亡一時金を受けることができる遺族が複数いる場合の規定で、この場合は、死亡一時金の額をその人数で等分した額をそれぞれの遺族が受ける額となります。

第4項は、死亡一時金を受けることができる遺族がいない場合の規定で、この場合は、死亡した者の個人別管理資産は死亡した者の相続財産とみなします。

第5項は、裁定の請求がない場合の規定です。

死亡一時金を受けることができる遺族がいる場合であって、死亡した者の死亡後5年間、死亡一時金の請求がないときは、死亡一時金を受けることができる遺族はないものとみなして、死亡した者の相続財産とみなします。

なお、死亡一時金は、死亡した者の個人別管理資産が一時金として支給されるものですが、個人別管理資産は運用されているため、どの時点で額を確定するかという問題が生じます。この点については、確定拠出年金法施行規則第4条第3項により、請求日から起算して3か月を経過する日までの間の規約で定める日における個人別管理資産の額が、死亡一時金の額となります。

第42条は、欠格に関する規定です。

死亡一時金の対象となる遺族に該当する場合であっても、故意の犯罪行為により加入者等を死亡させたときや、先順位の遺族を死亡させたときは、死亡一時金を受けることはできません。なお、公的年金や確定給付企業年金の場合は、障害給付にも給付を制限する規定があり、加入者等が故意に事故を起こし障害の状態に該当するに至った場合などには給付の一部又は全部が支給されませんが、確定拠出年金の障害給付金にはこうした規定はありません。

確定拠出年金の死亡一時金は、加入者等が死亡した場合に個人別管理資産の残額を給付として受けるもので、国民年金の死亡一時金など他の遺族給付よりも対象となる遺族の範囲が広がっている点や、法定の順位によらず受取人を指定する仕組みが設けられている点が特徴といえます。

今回は、「企業型年金の加入者掛金拠出（マッチング拠出）」です。